

○大蔵委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
4	農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案	衆	元、二、八	付託 元、二、三 議決 元、三、七 議決 元、三、七	付託 元、二、八 議決 元、二、六 議決 元、三、三	
6	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案	"	二、八	(予) 議決 元、四、六 議決 元、四、六	修 元、四、四 正 元、四、四	元、三、七 参本会議趣旨説明
7	平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	"	二、八	六、九 議決 元、六、三 議決 元、六、三	修 元、六、六 正 元、六、六	参本会議趣旨説明 元、六、九
9	租税特別措置法の一部を改正する法律案	"	二、四	三、七 議決 元、三、二 議決 元、三、三	可 元、三、三 議決 元、三、四	参本会議趣旨説明 元、三、七
39	関稅定率法等の一部を改正する法律案	"	三、四	(予) 議決 元、三、二 議決 元、三、三	可 元、三、三 議決 元、三、四	
48	國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	"	三、六	(予) 議決 元、三、二 議決 元、三、三	可 元、三、四 議決 元、三、四	
51	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	"	三、三	(予) 議決 元、六、〇 議決 元、六、二	可 元、五、四 議決 元、六、九	

番号	件名	先議院	提出月	参議院	衆議院	備考
71	信用金庫法の一部を改正する法律案	参	三三 元	三三 元 可決 六二 元 可決	三三 元 可決 六二 元 可決	
52	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	衆	三三 元	(予)三三 元 可決 六二 元 可決	三三 元 可決 五二 元 可決 六二 元 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院	衆議院	備考
1	昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (元、二二〇)	元、二三 元、二三	元、二三 元、二三	元、二三 元、二三 可決 二四 元、二五 元、二五 可決	元、二三 元、二三 可決 二四 元、二五 元、二五 可決	

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、昭和六十三年年度補正予算（第1号）に係る

ものであって、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、低温等による水稲等の異常被害により生じた再保険金の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするものである。

一、昭和六十三年年度において一般会計から同特別会計の農業勘定へ三百二十二億五百九十一万九千円を限り、繰り

入れることができる。

二、右の繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定に決算上の剰余が生じた場合において、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬ。

委員長報告

ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年補正予算に係るものでありまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、昭和六十三年度における低温等による水稻等の異常被害により生じた再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金として、同年度において、一般会計から三百二十二億五千九百九十一万九千円を限り、同勘定に繰り入れることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業共済の保険設計のあり方、農業災害補償制度充実の必要性、稲作の生産性向上の方途等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国・地方の財政関係の安定化に資するため、昭和六十一年度に制定した「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」に定めた暫定措置の期間が六十三年度末に終了することに伴い、国の補助金等について、改めて一体的、総合的な見直しを行うことにより、補助率等につき所要の措置を定めるとともに、厚生年金の国庫負担金の繰り入れ

等につき引き続き所要の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の補助または負担に関する措置（四十四法律）

昭和六十三年年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について次の措置を講ずる。

(一) 生活保護等に係る補助率等

平成元年度以降、生活保護法等七法律に係る補助率等を四分の三（昭和六十三年度十分の七）、老人福祉法等六法律に係る補助率等を昭和六十三年度と同じく二分の一とする。

(二) 義務教育費国庫負担金に関する補助率等

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に係る補助率等について、共済長期給付に係るものは平成元年度八分の三、二年度以降二分の一（昭和六十三年度三分の一）とし、共済追加費用等に係るものは平成二年度までは昭和六十三年度と同じく三分の一とするとともに、平成元年度以降恩給に係る補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振りかえを行う。

(三) 公共事業等に係る補助率等

河川法等三十法律に係る補助率等について、昭和六十三年度に適用された水準を引き続き平成二年度まで維持する。

二、国の負担に係る繰り入れの特例（三法律）

厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れを規定している三法律について、繰り入れの特例を定める。

なお、本法律施行に伴う平成元年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は一兆四千百四十三億円（昭和五十九年度における補助率等を基準とした場合）と見込まれている。また、本法律は、衆議院において、施行期日「平成元年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国、地方間の財政関係の安定化に資するため、

昭和六十三年年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について、改めて一体的、総合的な見直しを行うこととし、補助率等につき、生活保護等に係るものは恒久化し、義務教育に係る恩給については一般財源化を図り、公共事業等については六十三年適用の補助率等を引き続き平成二年度まで適用することとするともに、厚生保険特別会計等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れについての特例を定めようとするものであります。

なお、本法律案においては、四十七法律に係る補助率等の見直し等を一括して行うこととしており、また、別途、地方交付税法の改正によりたばこ税を地方交付税の対象に加えることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

委員会におきましては、平成元年度暫定予算と本法律案との関係、多省庁にわたる補助率等の改正を一括して提案することの当否、高齢化社会の進展に対応した財源確保のあり方、補助率に係る大蔵、自治両大臣の覚書の性格、補助率引き下げがもたらす住民負担への影響等について大蔵大臣ほか関係各大臣等に対し質疑が行われましたが、その

詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して吉井英勝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、平成元年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会

計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

(一) 予算をもって国会の議決を経た金額（一兆三千三百十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(二) 租税収入の実績に従って、限度額の範囲内で特例公債の発行額を調整できるよう、平成二年六月三十日まで発行できることとし、同年四月一日以降の本特例公債の発行収入は、平成元年度所屬の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

平成元年度における国債償還財源を確保するための一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについては、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ

及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わないこととする（本措置による繰り入れ停止に係る金額は二兆六千八十一億円である）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(一) 平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から四百億円を控除した額とする。

(二) 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる等の適切な措置を講ずることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成元年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、平成二年度特例公債依存脱却の可能性と脱却後の新たな財政改革目標の内容、減債基金制度に対する基本的考え方と国債償還財源確保の具体的方策、国債の利払い費を通じて財政の再配分機能が歪められることの当局見解、いわゆる「隠れ公債」の解消策、為替の変動が我が国経済に与える影響等について、総理、大蔵大臣並びに係る当局に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して本岡昭次理事、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して吉井英勝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ反対、自由民主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、新税制の円滑な実施に配慮しつつ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地税制及び地域活性化

(一) 土地税制

昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間に行われる土地等の譲渡に係る譲渡所得の特例控除の控除額のうち、収用等の場合を五千万円（現行三千万円）に、農地保有合理化等の場合を八百万円（現行五百万円）にそれぞれ引き上げるとともに、不動産登記に係る不動産価額に対する登記免許税の特例

制度を廃止する等の措置を講ずる。

(二) 地域活性化

多極分散型国土形成促進法の重点整備地区または業務施設集積地区内において整備される中核的民間施設について、一定の要件の下に、取得価額の百分の十の特別償却を認める等の措置を講ずる。

二、社会政策上の配慮等

(一) 寡婦控除の特例

夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻していない者のうち、合計所得金額三百万円以下で、かつ、扶養親族である子を有するものについては、寡婦控除について八万円の特別加算を行う特例制度を設ける。

(二) 中小企業・農業等対策

1 平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、中小企業者並びに卸小売業者及び特定のサービス業者が取得する百万円以下の電子式金銭登録機並びに中小企業者が取得する百六十万円以下の電子計算機について、一時に損金算入を認める措置等を講ずる。

2 繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正に伴い、

同法の構造改善事業計画または構造改善円滑化計画を実施する商工組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認めるとともに、商工組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める等の措置を講ずる。

3 特定農産加工業経営改善臨時措置法の制定に伴い、同法の経営改善措置に関する計画または事業提携に関する計画を実施する特定事業協同組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認めるとともに、特定事業協同組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める等の措置を講ずる。

4 その他

消費税の確定申告期限に関して、事業者が平成元年九月三十日前に提出すべき確定申告書について、その提出期限を同日まで延長するとともに、個人事業者の平成元年から平成三年までの各年の十二月三十一日の属する課税期間に係る確定申告書について、その提出期限を翌年三月末日とする。

また、平成元年四月一日から平成二年三月三十一

日までの間の措置として、国産石油化学製品製造用揮発油及び国産農林漁業用A重油に対する石油税の還付措置を講ずる。

三、租税特別措置の整理合理化等

(一) 租税特別措置の廃止

特殊の外貨借入金等の利子の非課税制度、石油ガス貯蔵施設の割増償却制度、特定船舶製造業経営安定臨時措置法の規定による認定に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。

(二) 租税特別措置の縮減合理化等

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度、民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度、中小企業等海外市場開拓準備金制度、登録免許税の特例制度等について、控除率等の引き下げ等により整理合理化を図るほか、交際費等の損金不算入制度等について期限の延長措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成元年度約二千六百四十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、税制改革の円滑な実施に配慮しつつ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡所得の特別控除を引き上げ、中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例制度の創設及び消費税に係る確定申告期限の延長を行うとともに、多極分散型国土形成促進法に基づく一定の施設について特別償却制度を認めるほか、石油ガス貯蔵施設の割り増し償却制度の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、租税特別措置の整理合理化に対する基本的考え方、本案に係る消費税の弾力的運営のあり方、消費税実施に伴う国民生活への影響と円滑な実施への懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、

民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して齋藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ等熱帯産品、原油等の關稅率を引き下げるとともに、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した關稅上の措置を講ずるほか、旅行者等の別送貨物についての簡易稅率の適用等の措置を講じようとするものであります。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、國際復興開發銀行の各國間シェアに変更をもたらすことなく資金規模の拡大を図るための一般増資に我が国も参加するため、政府は同銀行に対し、四十一億千四百四十万協定ドルの範囲内において追加出資することができるとするものであります。

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、税関の業務量の増大等についての対応策、累積債務国に対する債務救済策のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より兩法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、兩法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、關稅定率法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

要旨

本法律案は、最近における内外の經濟情勢の推移等にかんがみ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、關稅率、減免稅還付制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、農産物自由化関連の関税率等の改正

(一) 牛肉及び特定牛肉調整品については、それぞれ平成三年度、平成二年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため関税率を引き上げるとともに、牛肉について輸入急増時の対策として、緊急調整措置を導入する。

(二) ガット裁定を受諾した農産物十二品目のうち、平成元年度に輸入自由化されるプロセスチーズ及びトマトジュース・トマトケチャップについて、その影響を緩和するため関税率を引き上げる。

二、熱帯産品等に係る関税率等の改正

ガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビューにおける熱帯産品交渉等を踏まえ、熱帯産品百三十品目について関税率の引き下げ等を行う。

三、石油関係の関税改正

(一) 消費税導入に伴う石油の税負担軽減のため、原油関税率の引き下げ、並びにこれに伴う石炭対策財源の確保のため、重油の関税割当制度の見直し及び石油製品の関税の石炭特会（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計）・石炭勘定への全額直入措置を

講ずる。

(二) 平成元年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の免税・還付制度について、適用期限の一年延長等所要の改正を行う。

四、暫定税率の適用期限の延長

平成元年三月三十一日に適用期限の到来する五千七百六十八品目の暫定税率について、適用期限を一年間延長する。

五、その他

(一) 加工再輸入減税制度について、織物製衣類を新たに対象品目に指定する。

(二) 旅客等の携帯品に適用されている簡易税率を旅客等の別送品に対しても適用する。

なお、本法律施行に伴う平成元年度一般会計の関税減収見込額は、約三百五十億円（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計への税源振替分を含む）である。

委員長報告

七七ページ参照

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、国際復興開発銀行の各国間シェアに変更をもたらすことなく資金規模の拡大を図るための一般増資に我が国も参加するため、政府は同行に対し、従来の出資の額のほか、四十一億千四百四十万協定ドル（五十億現行ドル）の範囲内において出資することができることとするものである。

委員長報告

七七ページ参照

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、我が国の国際的役割としての累積債務問題への貢献という緊要の課題に対応し得るよう、日本輸出入銀行について、民間金融の質的補完及び奨励を行う観点か

ら、その機能の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出資業務の創設

累積債務問題解決のため、開発途上国に対する資金還流の手段を多様化する必要性の観点から、本邦外において事業を行う者に対し、新たに出資をすることができることとする。

二、アントイドローンの対象拡大

開発途上国の経済の発展に寄与し、資金還流を促進する観点から、アントイドローン（本邦との輸出入と直接結びつきがない貸し付け）の対象を、開発途上国における公共性、公益性の高い事業を行う法人にまで拡大することとする。

三、保証業務の拡充

日本輸出入銀行の出資を受けた者が行う長期資金の借り入れに対して債務の保証をすることができることとする。

四、外貨余裕金運用の弾力化

本邦通貨の売却により調達した外貨資金に係る業務上の余裕金を外貨預金等に運用できることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、我が国の国際的な累積債務問題への貢献という緊要課題に対応し、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設するとともに、融資対象先の拡大等を行うほか、同行の業務の円滑な運営に資する等のため、外貨建て余裕金の運用を弾力化する等、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極分散型国土の形成等の緊要課題に対応し得るよう、日本開発銀行の業務について、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備が大蔵大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金の貸し付けを行うことができないこととするほか、同行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、

輸銀と世銀が協調して融資を行っているインドネシアのダム建設プロジェクトの現状と問題点、カントリー・リスクに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がり支援資金の創設が民間金融機関と競合することの懸念、開銀の受信限度倍率を十倍から十一倍に引き上げる理由、等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、二法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より二法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、二法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極

分散型国土の形成等緊要の課題に対応し得るよう、日本開発銀行について、民間金融の質的補完及び奨励を行う観点から、その機能の整備を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、立ち上がり支援資金融資制度の創設

地方における社会資本整備事業について、立ち上がり期における高リスク、低採算性等から事業者の初期負担が大きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみ、事業の立ち上りを支援するために事業資金の貸し付けを行うことができることとする。

二、受信限度倍率の引き上げ

地域活性化等の要請に応え、社会資本整備事業、地方開発事業の分野での資金ニーズに的確に対応し得るよう、借り入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十倍から十一倍に引き上げることとする。

委員長報告

前ページ参照

信用金庫法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、全国信用金庫連合会（以下「全信連」）の資金調達の実情等にかんがみ、その業務の円滑な遂行等に資するため、全信連に債券の発行を認めることとし、所要の改正を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出資の総額の最低限度

全信連の出資の総額は百億円を下回ってはならない。

二、債券の発行限度

全信連は、出資の総額及び準備金の合計額（自己資本等）の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

三、債券の種類等

全信連が発行する債券は、無記名式、利付債方式を原則とする。

四、債券の発行方法

全信連は、債券を発行する場合においては、募集または売り出しの方法によることができる。

五、その他

全信連が債券を発行することに伴い、債券の借りかえ発行の場合の特例、債券発行の届け出、債券の申込証、売り出しの公告、債券の記載事項、債券の原簿、債券の消滅時効等に関する規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全国を地区とする信用金庫連合会の資金調達の実情等にかんがみ、同連合会に対し、長期資金の調達手段として債券の発行を認め、中小・零細企業に対する長期・固定金利資金の円滑かつ安定的な供給を確保することとし、これに係る債券の発行限度、債券の発行方法を定める等、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、協同組織形態としての信用金庫の果たすべき役割、信用金庫の経営基盤強化の必要性とその対応策、全信連に債券発行を認めることの理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、昭和六十三年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するめ、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度における租税の

減収見込額は、約六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十三年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、水田農業確立対策終了後を目標とする奨励金依存体質からの脱却の可能性、米の消費拡大のための具体的施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。